



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 3 5 号 の 3

令和3年(2021年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改
●条 例		正する条例 ( " ) 1
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条		○金沢市手数料条例の一部を改正する条例
例 (人 事 課) 1		(財 政 課) 2

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2アの表中「部長、担当部長」を「次長、担当次長」に改め、別表第3の2ウの表及びエの表中「部長及び担当部長」を「次長及び担当次長」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第10号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項及び第5条第1項中「保健局」を「福祉健康局」に改める。

第5条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第6条第1項、第8条第1項、第10条第1項第3号、第18条第1項及び第19条第1項中「保健局」を「福祉健康局」に改める。

第20条第1項中「福祉局」を「福祉健康局又はこども未来局」に改め、同条第2項第2号中「490円（給与条例第4条第1項第3号ウに規定する医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、240円）」を「1,000円」に改める。

第26条第1項第2号中「福祉局」を「こども未来局」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第11号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第49号の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表第50号の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表第56号の9の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

第2条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中第116号の9の項から第116号の11の項までを次のように改める。

(116)の9及び(116)の10 削除			
(116)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（住宅の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）	認定申請に係る	一戸建ての住宅	1件につき 4,700円
	低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（登録住宅性能評価機関が証するものに限る。）又は設計住宅性能評価書（以下この号において「適合証等」という。）の添付がある場合	一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 45,000円
		一戸建ての住宅以	1件につき 80,000円

に対する 審査（同 法第54条 第2項の 規定によ る申出が ない場合 に限る。）		外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	
	適合証等の添付がない場合	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 38,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 69,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メー	1件につき 280,000円

		ル以上のもの	
--	--	--------	--

別表第116号の12の項中「共同住宅の棟単位」を「住宅」に改め、同表第116号の13の項を次のように改める。

(116)の13 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築物全体又は一部に住宅以外の用途に供する部分（以下この号及び次号において「非住宅部分」という。）があるものの棟単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法	認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27	非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の11の適合証等の添付がある場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証等の添付がある場合の手数料の金額」という。）を加えた金額）
	年法律第53号）	非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
	第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機	非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
	関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機」という。）又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（第116号の19において「指定確認検査機関」という。）が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。）の添付がある場合	非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積	1件につき 200,000円（建

第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)			積が25,000平方メートル以上のもの	建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)
	適合証の添付がない場合	評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)に規定するモデル建築物を用いる方法(以下「モデル建築物法」という。)によるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 87,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の11の適合証等の添付がない場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額(以下この号において「適合証等の添付がない場合の手数料の金額」という。)を加えた金額)
			非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
			非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
			非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 240,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
			非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 310,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
			非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
			非住宅部分の床面積が25,000平方メ	1件につき 430,000円(建築物の一部が非住宅部分であ

		一トール以上のもの	る場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法(以下「標準入力法又は主要室入力法」という。)によるもの		非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 870,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)

別表中第116号の15の項から第116号の17の項までを次のように改める。

(116)の15及び(116)の16 削除			
(116)の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定(住宅の認定に限る。)の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類(登録住宅性能評価機関が証するものに限る。)又は設計住宅性能評価書(以下この号において「適合証等」という。)の添付がある場合	一戸建ての住宅	1件につき 4,700円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 45,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 80,000円
	適合証等の添付がない場合	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円

	一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 39,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 120,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 180,000円

別表第116号の18の項中「共同住宅の棟単位」を「住宅」に改め、同表第116号の19の項を次のように改める。

(116)の19 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素	変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号(第	非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の17の適合証等の添付がある場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額(以下この号において「適合証等の添付がある場合の手数料の金額」という。)を加えた金額)
---	---	--------------------------	--



建築物新築等計画の変更の認定（建築物全体又は一部に住宅以外の用途に供する部分（以下この号及び次号において「非住宅部分」という。）があるものの棟単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は指定確認検査機関が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。）の添付がある場合	非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 200,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 48,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の17の適合証等の添付がない場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証等の添付がない場合の手数料の金額」という。）を加えた金額）
適合証の添付がない場合	評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積	1件につき 63,000円（建築

	積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 220,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 260,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 320,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 120,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	非住宅部分の床面	1件につき 200,000円 (建

		積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 390,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 460,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 530,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)

別表中第116号の20の2の項から第116号の20の5の項までを次のように改める。

(116) の 20 の 2 建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第12条第 1項又は 第13条第 2項の規 定に基づ く建築物 エネルギ	評価方法の全部 がモデル建物法 によるもの	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この号から第116号の20の5までにおいて「非住宅部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
--	-----------------------------	--	---------------

<p>一消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する工場等（以下この号から第116号の20の5までにおいて「工場等」という。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 37,000円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 95,000円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 140,000円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 180,000円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 220,000円</p>	
	<p>評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 31,000円</p>
	<p>非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 43,000円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 100,000円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積</p>	<p>1件につき 150,000円</p>	

		積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 190,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 230,000円
(116)の20の3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(工場等に係るものを除く。)の申請に対する審査	評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 240,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 310,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000	1件につき 430,000円

		平方メートル以上のもの	
	評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 870,000円
(116)の20の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項後段		評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1件につき 32,000円

若しくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（工場等に係るものに限る。）の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第12条第2項若しくは第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査		ル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 87,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 170,000円
	評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 210,000円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 24,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 35,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 91,000円
	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 140,000円	

		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 170,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 210,000円
(116)の20の5建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項後段若しくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(工場等に係るものを除く。)の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第12条第2項	評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 63,000円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 220,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 260,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 320,000円
同法第12条第2項	評価方法の全部又は一部が標準	非住宅部分の床面積の合計が300平	1件につき 150,000円



若しくは第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	入力法又は主要室入力法によるもの	方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 390,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 460,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 530,000円

別表第116号の21の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表第116号の22の項を次のように改める。

(116)の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に	認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類(登録建築物エネルギー	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が1,000平方メー	1件につき 27,000円

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（非住宅建築物の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	ギー消費性能判定機関が証するものに限る。以下この号において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）の添付がある場合	合	ル以上2,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円
	非住宅建築物誘導基準適合証の添付がない場合	評価方法の全部がモデル建築物法によるもの	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 200,000円
			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 87,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 240,000円
			床面積の合計が	1件につき 310,000円

		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 430,000円
評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円
		床面積の合計が	1件につき 870,000円

		25,000平方メートル以上のもの	
--	--	-------------------	--

別表第116号の23の項及び第116号の24の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第116号の25の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第116号の26の項を次のように改める。

(116)の26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（非住宅建築物の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第35条第2項の	変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証するものに限る。以下この号において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）の添付がある場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 200,000円
非住宅建築物誘導基	評価方法の全部がモ	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 48,000円

規定による申出がない場合に限る。)	準適合証の添付がない場合	ゲル建物法によるもの	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 63,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 220,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 260,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 320,000円
	評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 120,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円

		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 390,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 460,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 530,000円

別表第116号の27の項及び第116号の28の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第116号の29の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表第116号の30の項を次のように改める。

(116)の30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（非住宅	認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証するものに限る。） 、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証、性	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円

建築物の認定に限る。)の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査	能向上計画認定 通知書及び検査 済証又は低炭素 認定通知書及び 検査済証(以下 この号において 「非住宅建築物 基準適合証等」 という。)の添 付がある場合		床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のも の	1件につき 130,000円
			床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	1件につき 160,000円
			床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	1件につき 200,000円
	非住宅 建築物 基準適 合証等 の添付 がない 場合	評価方 法がモ デル建 物法に よるも の	床面積の合計が 300平方メー トル未 満のもの	1件につき 87,000円
			床面積の合計が 300平方メー トル以 上1,000平方メ ートル未 満のもの	1件につき 110,000円
			床面積の合計が 1,000平方メー トル以 上2,000平方 メートル未 満のも の	1件につき 150,000円
			床面積の合計が 2,000平方メー トル以 上5,000平方 メートル未 満のも の	1件につき 240,000円
			床面積の合計が 5,000平方メー トル以 上10,000平方 メートル未 満のも の	1件につき 310,000円
			床面積の合計が 10,000平方メー トル以 上25,000平方 メートル未 満のも の	1件につき 370,000円

		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 430,000円
評価方法が標準入力法又は主要室入力法によるもの		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 870,000円

別表第116号の31の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

別表の備考中第16項を削り、第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、同備考第12項中「係る手数料の金額は、当該完了検査の申請又は完了の通知に」を削り、「にあつては、同号の規定にかかわらず」を「の手数料は」に改め、同項の次に次の1項を加える。

13 第77号の建築物の完了検査の申請又は完了の通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為である場合の



手数料は、同号に規定する当該手数料の金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を加えた金額とする。

- (1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円
- (2) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円
- (3) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
- (4) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
- (5) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 151,000円
- (6) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 189,000円

別表の備考第17項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表の備考第18項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第3条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第56号の5の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表第56号の7の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表第56号の9の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表第58号の3の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表第58号の4の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表第58号の5の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

第4条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第111号の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表第112号の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表第113号の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同表第114号の項中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和3年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和3年8月1日
- (3) 第4条の規定 令和4年4月1日

令和3年(2021年)3月22日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)3月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	